

請 負 契 約 書

島根県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）
とは、物品の製造の請負について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）品 名 空港用5,000立級化学消防車
- （2）数 量 1台
- （3）仕 様 別添仕様書及び特記仕様書のとおり
- （4）契約金額 ￥_____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥_____円）
（令和6年度支払限度額 ￥ 0 円）
（令和7年度支払限度額 ￥ 0 円）
（令和8年度支払限度額 ￥_____円）
（令和9年度支払限度額 ￥_____円）
- （5）納入期限 令和10年3月31日
- （6）納入場所 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12
隠岐空港管理所
- （7）契約保証金 （A）免除
（B）￥_____円

（工程表及び契約金額内訳書）

第2条 受注者は、契約締結後7日以内に工程表及び契約金額内訳書を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

（監督職員等）

第3条 発注者は、この契約の適切な履行を確保するため、受注者は発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）の監督及び指示に従い、この契約に定める事項を誠実に行うものとする。

- 2 監督職員が、受注者の工場又は事業所において監督を行う場合には、受注者の工場責任者若しくは代理人が必ず立ち会わなければならない。
- 3 受注者は、仕様書等に疑義を生じたもの、又は仕様書等に明記されていない事項であっても、軽微なものについては監督職員の指示に従い、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

（検査職員等）

第4条 発注者は、検査職員を指名して、契約条項、仕様書、その他の関係書類に基づいて、受注者の行う給付の完了の確認のための検査を行うものとする。

- 2 検査職員が、受注者の工場又は事業所において検査を行う場合には、受注者の工事責任者若しくは代理人が必ず立ち会わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
- 3 検査費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の指名する検査職員の交通費、滞在費は、発注者が負担する。

(請負費用等の調査)

- 第5条 発注者は、この契約の履行に要した費用を確認する必要があるとき、または遅延金、損害賠償金等の算定にあたり、その適正を期するため必要があるとき、その他この契約の履行を確保するため特に必要と認めるときは、その費用を明らかにする帳簿、書類等を監査し、若しくは資料の提出を求め、報告を徴し、又は受注者の管理する営業所、工場その他の場所に立ち入り調査することができる。
- 2 受注者は、発注者の行う前項の監査及び調査に協力するものとする。
 - 3 発注者は、第1項の監査又は調査の実施にあたり、受注者の業務上の秘密を知った場合においても、これを第三者に漏らしてはならない。

(納入)

- 第6条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

- 第7条 発注者は、前条の通知を受けたときは、10日以内に受注者の立会いのもとに検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査の結果、不良品があるときは、発注者の指定する期日までに不良品を補修し、又はこれに代えて新たに製造しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
 - 3 物品の引き渡しは、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

- 第8条 物品の所有権は、引き渡しがあったときに、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

- 第9条 第7条第3項の引き渡し前に生じた物品の滅失、棄損、変質その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

(特許権等)

第10条 受注者は、本件製造にあたって、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る実施上の責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第 11 条 発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

3 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(支払)

第12条 発注者は、検査を完了し、完納されたことを確認した後、受注者の適法な請求書を受理したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

(前払金の請求)

第13条 受注者は、発注者に対し、この契約の履行に必要な経費に充てるため、各年度の支払限度額以内かつ契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

2 受注者は、前項に定めるところにより発注者に対して前払金の請求をしようとするときは、その前払金に伴う債務の担保として銀行（銀行法による普通銀行又は長期信用銀行法による長期信用銀行に限る。）を連帯保証人とし、この契約に定める義務の不履行その他の事由によって生ずる受注者の発注者に対する返還義務を、受注者と連帯して補償する旨の保証書を発注者に提出するものとする。

3 前項の保証期間は、発注者が前払金を受注者に支払った日から第1条第1項第5号にある納入期限までとする。ただし、納入期限を延長又は短縮したときは、

受注者は、直ちに保証期間を変更後の期限に改め、その保証書を発注者に提出しなければならない。

(前払金の支払)

第14条 発注者は、受注者から前条に定める前払金の適法なる請求書を受理したときは、受理した日から14日以内に予算の範囲内において支払うものとする。

(前払金の目的外使用禁止)

第15条 受注者は、前払金を当該契約の履行に直接必要な経費以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用していると認めたときは、その部分に相当する金額を返納させることができる。
- 3 前項に定める返納の通知及び利息等について、第17条第4項及び第5項の規定を準用する。

(前払金調査)

第16条 発注者は、前払金の使用等について必要があるときは、受注者の営業所及び工場等において、帳簿及び証拠書類等の調査を行うことができる。

(契約の変更及び解除による前払金の返納)

第17条 受注者は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第18条第1項の規定により契約金額が減額された場合で当該前払金の額が変更後の契約金額に対して10分の4を乗じて得た金額を超過することになるときは、当該超過分に相当する金額を発注者に返納しなければならない。

- 2 受注者は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第22条第1項の規定により契約を解除した場合で前払金に未精算額があるときは、その未精算額に相当する金額を、発注者に返納しなければならない。
- 3 受注者は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第22条第1項の規定により契約を解除された場合は、先に支払を受けた前払金に相当する金額を発注者に返納しなければならない。この場合は、前段の金額に当該前払金の支払を受けた日から、契約解除の日までの日数に応じ年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第5項及び第18条第1項及び第2項、第21条第1項において同じ。）の利率を乗じて得た金額を加算して、発注者に支払わなければならない。
- 4 前3項の規定による返納金等の納付期日は、発注者の指定するところによる。
- 5 受注者が、受注者の責に帰する事由により、前項の期日までに返納金等を納付しないときは、受注者は、延滞利息として納付遅延日数に応じ、当該未納付金額に対し、発注者に年2.5パーセントの利率をもって計算した金額を支払わなけ

ればならない。

(契約内容の変更)

第18条 発注者は、必要がある場合には製造の内容を変更し、また、一時製造を中止することができる。この場合において契約金額を増減する必要を生じたときは、契約金額内訳書によることとする。ただし、契約金額内訳書により難いときは、発注者受注者協議の上、その金額を決定する。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は発注者受注者協議の上定める。

(納入期限の変更)

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納入期限を変更することができる。

(1) 前条第1項及び発注者の都合により納入期限を変更する必要が生じた場合であって、発注者受注者協議の上その旨が認められたとき。

(2) 天災その他受注者の責に帰することができない理由により、物品の納入ができない場合であって受注者から発注者に対しその旨申出があったとき。

2 発注者は、前項の申出を正当と認めるときは、納入期限を延長することができる。この場合においては、前条の遅延賠償金は免除するものとする。

(遅延賠償金)

第20条 受注者は、正当な理由によらないで納入期限又は第7条第2項の規定により指定した期日までに物品を完納しないときは、納入期限又は第7条第2項の規定により指定した期日の翌日から納入をする日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に契約金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

※契約保証金(A)を用いる場合

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一

部を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なしで納入期限内、又は納入期限後相当期間内に契約を履行できる見込みがないとき。

(2) 受注者が故意により作業を粗雑にしたとき。

(3) 受注者が正当な理由なしに工程表による着手期限を過ぎても製造に着手しないとき。

(4) 受注者が契約条項の規定に違反したとき。

(5) 受注者が正当な理由なしに契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(7) この契約に関し、受注者又は代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは使用人等に不正の行為があったとき、又は発注者の行う監督若しくは検査の執行を妨げようとしたとき。

2 前項の規定により契約を解除したとき、発注者は、受注者から違約金として、契約金額内訳書に基づいて算定した契約解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※契約保証金（B）を用いる場合

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なしで納入期限内、又は納入期限後相当期間内に契約を履行できる見込みがないとき。

(2) 受注者が故意により作業を粗雑にしたとき。

(3) 受注者が正当な理由なしに工程表による着手期限を過ぎても製造に着手しないとき。

(4) 受注者が契約条項の規定に違反したとき。

(5) 受注者が正当な理由なしに契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(7) この契約に関し、受注者又は代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは使用人等に不正の行為があったとき、又は発注者の行う監督若しくは検査の執行を妨げようとしたとき。

2 前項の規定により契約を解除したとき、発注者は、受注者から違約金として、

契約金額内訳書に基づいて算定した契約解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

3 発注者は、第1条第7項の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

4 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、第2項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

(受注者受注の解除権)

第22条 次の各号の一に該当するときは、受注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第19条第1項の規定により契約の内容を変更したため、第1条第1項第4号の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条第1項の規定による製造中止期間が、契約日から第1条第1項第5号の納入期限までの期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者が契約条項の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約解除したときは、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。その損害賠償額は、発注者受注者協議の上定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、この契約の既済部分で検査に合格したものについては、発注者は契約金額内訳書に基づいて算定したその代価を、受注者に支払うものとする。

(権利の譲渡等)

第23条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第24条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議して、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

受注者